平成26年度 第9回理事会

- 日 時 平成27年1月15日(木) 15:30~
- 場 所 森林総合研究所 特別会議室

I. 報告

- 1. (独)森林総合研究所における不適正な経理処理事案について(中間報告)
- 2. 平成25年度会計検査報告事項の周知徹底について
- 3. 平成26年度補正予算の概要について
- 4. 平成27年度予算概算決定の概要について
- 5. 研究職員の募集について
- 6. 監事監査指針について
- 7. その他

資 料

- Ⅰ-1.(独)森林総合研究所における不適正な経理処理事案について(中間報告)
- I-2. 平成25年度会計検査報告事項の周知徹底について
- I-3. 平成26年度補正予算の概要について
- I-4. 平成27年度予算概算決定の概要について
- I-5. 研究職員の募集について
- I-6. 監事監査指針について
- I-7. 主要行事(平成26年12月5日~平成27年1月14日)

独立行政法人森林総合研究所における不適正な経理処理事案について (中間報告)

平成26年12月19日 森林総合研究所

森林総合研究所において、プリペイド方式等によるDNA合成製品等の取引及び預け金の取引による不適正な経理処理が行われている事実が判明した。

外部委員(弁護士及び公認会計士)を含む調査委員会による調査結果を踏まえ、二度とこのような事態が生じることのないよう、再発防止策を実施するなど適切な措置 を講じることとした。

1. 調査の経緯

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が本年3月28日に公表した不適正な経理処理事案に係る調査の中間報告を受けて、独立行政法人森林総合研究所(以下「森林総研」という。)においても同様の事案の有無を調査したところ、プリペイド方式等によるDNA合成製品等の取引及び預け金の取引による不適正な経理処理が行われていた疑いが判明。

2. 調査方法

上記を踏まえ、平成26年8月21日に、調査委員会を立ち上げ、全容解明に向け調査を 実施。森林総研の会計関係書類の確認が可能な期間(平成21~25年度)における研究 用消耗品等に係る全ての取引を対象とし、取引業者への聞き取りと関係する書類の提 出を受け、転出者等を含む全ての研究職員等に対して聞き取り調査等を行い、不適正 な経理処理の有無を確認。

3. 確認された事実

(1) 45名の職員が契約総額51,526,524円の不適正な経理処理に関与した。

契約金額 (円)	関与人数 (人)
30, 066, 128	36
36, 225	1
21, 424, 171	16
51, 526, 524	実人数 45
	30, 066, 128 36, 225 21, 424, 171

プリペイド方式: DNA合成製品等の取引にあたり、あらかじめ研究職員がメーカーに口座登録し、必要と するDNA合成製品等に係る代金を前払いしておき、研究職員が必要な時にDNA合成製品の製造又は 解析をメーカーに連絡すると、後日に納入される方式

ポストペイド方式: DNA合成製品等の取引にあたり、発注取引を経ずに業者からDNA合成製品等を納入させ、 例えば1ヶ月後にまとめて架空の発注手続きにより精算する方式

預け金:契約物品等が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を作成させることな どにより代金を支払い、当該支払額を原資として後日これを利用して物品等を納入させるもの

- (2)3名の職員が、DNA合成製品等を取り扱っている取引業者から、20万円相当の景品 を受領していたが、これらに相当する金額については既に返納されている。
- (3) このほか、取引業者の帳簿等に計上されている期首残高15,609,700円については、森林総研の文書保存期間外のため、取引業者への金銭の振込みが確認できなかった。
- (4)また、これまでのところ、森林総研が取引業者に振り込んだ契約代金は全て納入した物品等として費消されている。併せて、当該物品等について研究用以外での使用の事実はなかった。

4. 発生要因

- (1)取引業者と研究職員が日常的に接触する中で、研究上の便宜を図ることが優先され、契約・検収部門を通さない直接取引が行われることとなった。
- (2) DNA合成製品等について、従来の物品等を前提とした検収体制では必ずしも十分な 対応が行われてこなかった。
- (3) 研究職員の公的研究費や適正な契約手続きに対する認識が不足していた。

5. 緊急の再発防止策

- (1)取引業者と研究職員の直接的な取引を禁止することについて、全研究職員から誓約書の提出を求めるとともに、研究職員が取引業者から情報収集する場合は、決められたオープンスペースを利用する。
- (2) 研究内容等について一定の知見を有する者の検収業務への配置など検収体制を強化する。
- (3)職員の意識改革に向け、研究職員及び経理担当職員を対象に、コンプライアンス 等に関する研修会を行い、研修効果を測定するための考査を実施し、必要に応じて 再考査を実施する。
- (4) 従来の書面審査に加えて、研究現場での聞き取り調査をするとともに、取引の多い業者に対し会計帳票等の提出を求め、不審な点が認められる場合には臨時的な監査を実施するなど、内部監査機能の強化を図る。

6. 今後の対応

- (1) 早期の全容解明に向け、更に調査を進める。
- (2) 不適正な経理処理に関する研究費について、交付元へ適切に返還を行う。
- (3) 関係者の処分について、全容解明等を踏まえ、厳正に対処する。

平成25年度会計検査報告事項の周知徹底について(抜粋)

検査報告事項の周知徹底等について

1 会計検査院が指摘した事項について、組織内に周知徹底すると ともに、同様の事態がないか点検し、必要な場合には是正・改 善措置を講じることが、同種事態の再発防止と適正かつ効率的 な予算執行に欠かせないものと考えます。

検査報告説明会は、その一助として開催しているものです。

2 検査報告で指摘した事態が他の法人においても見受けられた場合には、同様に指摘することとなりますので、監事・監査役又は予算執行担当理事の皆様におかれましては、同種事態の再発防止等のため、検査報告事項の内容を組織の長にお伝えいただくとともに、関係部局や関係職員に周知し、所要の点検等を実施してください。

なお、代理の方が出席された場合は、監事・監査役及び予算執 行担当理事にこの旨を御報告ください。

3 また、実地検査時の「検査結果の打合せ」において会計検査院の出張官が言及した事項のうち、所要の是正処理を講じる必要があると認められる事態については、これが検査報告に掲記されるか否かにかかわらず、その処理を徹底してください。

会計検査院としては、その是正処理の状況について次回の実地 検査時に確認することとしておりますので、念のため申し添え ます。 単身赴任手当に係る支給事務において、事実の確認が十分でなかったなどのため、長期間にわたって支 給の要件を具備していない者に対して手当を支給していた結果、認定を取り消した後も一部が国庫に返納され ておらず、不当と認められるもの D-I

、検査報告674ページ、不当事項、防衛省、指摘金額425万円)

(財財)

防衛省は、官署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により 同居していた配偶者と別居して単身で生活することとなった職員に対して単身赴 任手当を支給している。

(検査の結果)

- 職員Aは、配偶者と婚姻後も同居することなく、別居を継続していた。そして、勤務する入間基地が埼玉県狭山市に所在しているにもかかわらず、本人の住民票を配偶者の居住する愛知県B市に移転させた上で、その2か月後に狭山市に住民票を再度移転させていた。
- 職員Aは、平成10年7月に、異動の発令日を9年2月などと記載した単身赴任届を住民票とともに、入間基地の俸給支給機関である航空自衛隊中部航空警戒管制団に提出して、単身赴任手当の支給を受けていた。
- 職員Aは、人事異動に伴い、技術研究本部、航空幕僚監部、航空自衛隊第2補 給処及び情報本部に単身赴任届を届け出て単身赴任手当の支給(合計635万 円)を受けていた。
- ・情報本部において、当該手当に関し事後の確認を行った結果、26年3月に手当の認定を取り消し、その時点で国の債権として時効が成立していない21年3月分以降の支給額509万円を不当利得として返納させていた。

(単身赴任手当の支給手続)

- ・職員は、単身赴任届に配偶者との別居の状況等を証明する書類を添けして各庁の長に届け出る。
- ・各庁の長は、届出に係る事実を確認して、手当の月額を決定し、単身 赴任手当認定簿に記載する。
- ・手当の支給を受けている職員が各 庁の長を異にして異動した場合、各 庁の長は、認定簿を既に提出され た単身赴任届及び証明書類とも に、異動後の各庁の長に送付する。

(発生原因)

航空自衛隊中部航空警戒管制团、技術研究本部、航空幕僚監部及び航空自衛隊第2補給処に 航空自衛隊中部航空警戒管制団、技術研究本部、航空幕僚監部、航空自衛隊第2補給処及び 情報本部において、手当の認定時における事実の確認が十分でなかったこと おいて、事後の確認が十分でなかったこと 各方面総監部駐屯地で調達しているインクカートリッジ等について、より経済的な調達方法を検討するとと もに、各補給処でインクカートリッジ等を単価契約により調達するに当たり、調達数量の増加に応じて契約単価 が逓減するという規模の利益を享受するためのより経済的な調達方法を検討するよう意見を表示したもの

(検査報告682ページ、36意見表示、防衛省、指摘金額4197万円、背景金額6億5050万円)

(車車)

- 陸上自衛隊は、各方面隊に設置された補給処において調達することを有利とする品目は、補給処統制 品目に区分して、補給処が方面区内の需給統制を行っている。
- インクカートリッジ、トナーカートリッジ等を補給処統制品目に区分しており、補給処がこれらを調達して、 陸上自衛隊は、各種の情報システムに接続している各種のプリンタ、複写機等に補充する多種類の 当該方面区内に所在する駐屯地の部隊等に対して、原則として四半期ごとに補給している。
- ・補給処からの補給が間に合わない場合、各駐屯地が補給処統制品目であるインクカートリッジ等を調達 している。

検査の結果

各補給処でインクカートリッジ等を単価契約により調 達する場合、入札に当たり、業者に対して調達予定

調達実績数量は、調達予定数量を大幅に超過して

数量を示していた。

- ・各方面総監部駐屯地は、補給処からの補給が間に合わない場合、補給処統制品目のインクカートリッジ等を使用部隊からの要求の都度調達していた。
- 使用的ながらの要求の都及調達していた。 ・各方面総監部駐屯地における調達数量は少数であることなどから、大部分のインクカートリッジ等の調達単価が、補給処における調達単価よりも割高になっていた。



陸上幕僚監部、補給処統制本部及び各補給処において、各補給処でインクカートリッジ等を単価契約により調達するに当たり、規模の利益を享受するための経済的な調達方法を検討すること

陸上幕僚監部及び補給統制本部において、各方面総監部駐車地で調達しているインクカートリッジ等を同一方面区内の各補給処で調達したり、各方面総監部駐屯地で調達する分も計画的にまとめて調達したりするなど、経済的な調達方法を検討すること

表示した意見

エー⑤ 空港における制限区域の作業環境等について事業者の理解の促進を図るよう業務説明及び現地見学を 実施したり、空港等を管轄する各空港事務所等を含め広く入札説明書等を交付したりすることなどにより、空港 (検査報告630ページ、36処置要求、国土交通省、背景金額93億0941万円) 管理業務等に係る契約の競争性の確保に向けた取組をより効果的に実施するよう改善の処置を要求したもの

(概要)

国土交通省の地方航空局(東京、大阪の2航空局)が全都道府県における空港及び航空保安施設の設置及び管理等に係る 事務を実施。これらの空港管理業務等に係る契約は一般競争入札が原則

- 鳥類防除業務(いずれも市場化テスト事業)に加えて空港警備業務(あわせて「制限区域業務」)について、受注実績に係 (1) 立入りが制限されている区域における空港管理業務のうちの航空灯火施設維持工事、土木施設維持修繕工事及び有害 る資格要件を緩和するなどの競争性の確保に向けた取組を推進
 - 競争性の確保に向けた取組として、一部の空港管理業務等については、契約を発注する2航空局に加えて、業務の実施 場所となる空港等を管轄する各空港事務所等においても入札説明書等を交付

検査の結果

(1)制限区域業務の内容、作業環境等に関する理解の促進を図る取組が十分に行われていない事態

制限区域業務に係る72件の契約のうち、 航空灯火施設維持工事及び有害鳥類防除業務 →業務説明は実施 現地見学は実施していなかった

土木施設維持修繕工事及び空港警備業務 →業務説明、現地見学とも実施していなかった 72件のうち51件(件数割合70.8%、契約金額計75億7065万余円) が1者応札

地方航空局に対して、制限区域業務の内容、作業環境等について、事業者の理解の促進を図るために、事業者ごとに業務説明及び現地見学を実施することなどを検討するよう指導すること。

(2) 入札公告において入札説明書等の交付場所を地方航空局に限定している事態

資格要件を満たす事業者が多数存在すると思料される97件の 契約における入札説明書等の交付場所 45件は2航空局に限定、このうち28件(契約金額計17億3876万余円、件数割合62.2%)が1者応札

52件は2空港局に加えて空港事務所等が入札説明書等を交付、 このうち17件(件数割合32.7%)が1者応札 、 地方航空局に対して、事業者が入札に参加するために大きな負担 とならないよう、空港管理業務等の実施場所である空港等を管轄 する各空港事務所等を含め広く入札説明書等を交付することなど を検討するよう指導すること。 DNA合成製品の購入に当たっ、会計規程等で認められていょい前払により購入を行っていたり、 研究員が業者に虚偽の内容の関係書類を作成させ、所属する研究機関に架空の取引に係る購入代 金を支払わせたりするなど不適正な会計経理を行っていたもの M-(6)

(検査報告811ページ、不当事項、(独)農業生物資源研究所、指摘金額1億1032万円

検査報告807ページ、不当事項、(独)農業・食品産業技術総合研究機構、指摘金額9430万円)

研究用物品を多数購入 研究用物品の購入等については、両独立行政法人の会計規程等により、研究員が経理責任者に契約依頼票を提出、 農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)は、 理責任者が契約を締結し、納品検査を行った後支払う 農業生物資源研究所(生物研)及び(独) 制度の 開類

会計規程等は、DNA合成製品の購入について代金の前払いを認めず

平成21~25年度支払の両独立行政法人のDNA合成製品購入契約等を対象として検査

①前払:会計規程等に違反して、前払であるプリペイド方式によっていて、製品購入の事実がないのに納品を確認し たとして支払っていた前払い

②預け金:研究員が、契約した研究用物品が納入されていないのに納入されたとする虚偽の内容の関係書類を販売代 当該代金を代理店に預け金として保有させて、後日、これを利用して契約した 理店に作成させることなどにより、 研究用物品とは異なる物品を納入

これらの物品が納入されたとする虚偽の内容の関係書 販売代理店に物品等を納入させた上で、後日、 れた物品とは異なる物品の納品書、請求書等を提出させて、 随時、 ③一括払:研究員が、正規の会計経理を行わないまま、

類を作成させることなどにより、生物研に一括して支払わせていた

検査の結果

生物研に代金を支払わせ、 ④差替え:研究員が、虚偽の内容の関係書類を販売代理店に作成させることなどにより、 実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させていた

	①前払(プハペイド)	②預け金	③一括払	4 差替元	柚
生物研	(318件)8910万円	(57件)1843万円	(7件)128万円	(3件)149万円	1億1032万円
農研機構	(386件)8502万円	(30件) 928万円	1	1	9430万円

員において事実に基づく適正な会計経理を行うという基本的認識の欠如 発生

経理責任者がDNA合成製品の購入方法に対する確認不十分

原因

経理責任者が納品検査で現物と照合せず

争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等 一般競 、るに当たり、特定調達の対象、なる要件を満たす場合には、 を確保するよう是正改善の処置を求めたもの 電気及びガスの調達契約を締結 V - (4)

(検査報告99・166・748・754・790・799ページ、34処置要求、2省、指摘金額計3億9425万円、9機関、指摘金額計35億

4727万円)

内外無差別原則の確立 自8

1

世界貿易機関(MTO)の下で運用

政府調達協定】

② 手続の透明性等

特定調達制度の概要】

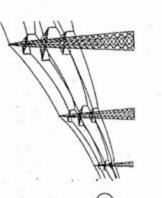
制度の概要

独立行政法人、政府出資法人等 Ħ 〇適用対象機関:協定で定める機関

一定額以上の産品・サービス 〇適用対象品目:

25年度 (契約額が1200万円以上のもの(H24、 自由化が進む電気・ガスも対象産品

○調達手続: <u>一般競争入札</u>が原則、長期の入札公告期間を設定、契約情報を事前に官報公告



電気・ガスについて横断的に検査(国16府省等、独法等35機関) 1 郵政4会社で類似の指摘 昨年、 [背景]

した電気・ガス 【検査対象の調達】 平成24、25年度に契約し

[検査結果] 特定調達に係る契約手続を実施していなかったもの

検査の結果

	H	组法 • 以 的出資法人寺
格杏笛所	本府省・地方機関	本部・本社が中心
手統実施機関	2省 (ガス)	9機関 (電気・ガス)
117	契約13件、支払額3億9425万円	契約54件、支払額35億4727万円
指摘	計 契約67件、	支払額39億4152万円

協定の趣旨を十分理解した上で、これを関係部局に周知徹底

要求した処置

特定調達に係る契約手続を実施 電気・ガスの調達契約で特定調達の対象となる場合は、 (2)



一般競 争に付するなどの協定等に基づく契約手続を実施することにより、内外無差別原則の確立と手続の透明性等 特定調達の対象となる要件を満たす場合には、 電気及びガスの調達契約を締結するに当たり、 を確保するよう改善させたもの V- (§)

、検査報告65・136・821・953ページ、処置済、2省等、指摘金額計2億7518万円、2機関、指摘金額計3億8901万円)

回8 1 世界貿易機関 (MTO)の下で運用 [政府調達協定]

① 内外無差別原則の確立

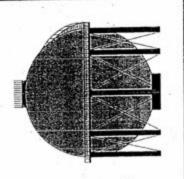
② 手続の透明性等

政府出資法人等

独立行政法人、 風ブス 〇適用対象機関:協定で定める機関 特定調達制度の概要、

制度の概要

25年度) 長期の入礼公告期間を設定、契約情報を事前に官報公告 (契約額が1200万円以上のもの(H24、 ○適用対象品目: 一定額以上の産品・サート ⇒ 自由化が進む電気・ガスも対象産品 一般競争入礼が原則、 〇調達手続:



独法等35機関、 (国16府省等、 電気・ガスについて横断的に検査 |検査対象の調達| 平成24、25年度に契約した電気・ガス 1 郵政4会社で類似の指摘 背景】昨年、

(検査結果】特定調達に係る契約手続を実施していなかったもの

検査の結果

	H	细法。以附出 <u>奠</u> 法人等。
4 本質所	本府省・地方機関	本部・本社が中心
手続実施機関	2省等 ガス)	2機関 (電気・ガス)
117	契約4件、支払額2億7518万円	契約8件、支払額3億8901万円
虚配	計 契約12件、	支払額6億6420万円

1)特定調達の対象となる契約について、<u>特定調達に係る契約手続を実施</u>することなどを関係部局に<u>周知徹底</u> 一般競争に付す 官報に入札公告等を掲載し、 特定調達手続を踏まえて、 電気・ガスの調達契約について、 5

る処置

当局の処置

平成26年度 林野庁関係補正予算の概要

平成27年1月 林 野 庁

新たな経済対策 (農林水産省全体 824 億円 2,781 億円)

(単位:百万円)

項目	補	正追加客	質
	非公共	公共	計
森林整備加速化•林業再生対策	54,630		54,630
木材需要拡大緊急対策	2,570		2,570
森林•林業人材育成対策	325		325
治山事業·森林整備事業 治山事業 森林整備事業		10,501 3,095 7,406	10,501 3,095 7,406
山林施設災害復旧等事業 		14,356	14,356
= -	57,525	24,857	82,382

(参考) 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

治山事業,森林整備事業(公共)

【10.501百万円】

対策のポイントー

国土保全等の森林の公益的機能を発揮させ、豪雨等に備えた防災・減災対 策を推進するとともに、林業の成長産業化や地球温暖化防止に資する間伐、 路網整備等を推進します。

く背景/課題>

- ・集中豪雨・火山噴火等による激甚な山地災害等が各地で頻発しており、国民の生命・ 財産を守るための治山対策等を推進する必要があります。
- ・我が国の豊富な森林資源を循環利用し、安定的な木材の供給体制の構築に資するとと もに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保に向け、施業の集約化を 図り、間伐、路網の整備等を推進する必要があります。

政策目標

- 〇周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加 (5.5万集落 (平成25年度) →5.8万集落 (平成30年度))
- 〇森林吸収量3.5% (平成2年度比)の確保に向けた間伐の実施 (平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均:52万ヘクタール)

く主な内容>

1. 治山事業

3,095百万円

集中豪雨や台風、火山噴火等により発生した山地災害箇所等であって、今後の降 雨等により人命・財産に被害が及ぶおそれのある森林について、早急に復旧整備を 実施します。

復旧治山事業

2, 471百万円

民有林直轄治山事業 401百万円 国費率:10/10、2/3、1/2等

事業実施主体:国、都道府県

2. 森林整備事業

7,406百万円

(1) 国土保全等の公益的機能の発揮により、災害に強い森林づくりに資するよう、奥 地水源林等で間伐等の森林整備を推進します。

水源林造成事業

1,250百万円

国有林森林整備事業

3,036百万円

国費率:10/10 事業実施主体:国、(独)森林総合研究所

(2) 国産材の安定供給体制の構築に資するとともに、森林吸収量を確保するための間 伐、路網整備等を推進します。搬出間伐を進めるため、搬出材積の要件(10㎡/ha 以上)を見直します。

森林環境保全直接支援事業

1,855百万円

国有林森林整備事業

1,265百万円

国費率:10/10、3/10

事業実施主体:国、都道府県、市町村、森林所有者等)

お問い合わせ先:

1の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308)

2の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303)

木材需要拡大緊急対策事業

【2.570百万円】

対策のポイント -

木材需要の冷え込みの影響を克服し、林業の成長産業化を実現するため、 幅広い分野における総合的な木材需要拡大策を緊急的に支援します。

く背景/課題>

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、この豊富な森林資源を循環利用し、 林業の成長産業化を実現することが課題となっています。
- ・こうした中、木材需要の約4割を建築用材が占めていますが、今年度の住宅着工戸数 は昨年度と比較し大きく減少することが見込まれており、木材需要の冷え込みが懸念 されています。
- ・このため、木材需要の冷え込み等の影響を克服するとともに、地域における雇用創出 を通じて地方創生に寄与し、林業の成長産業化を実現させるため、**幅広い分野におけ** る総合的な木材需要拡大策を緊急的に講じる必要があります。

政策目標 —

国産材の供給・利用量の増加

(2.175万㎡(平成25年度)→3.900万㎡(平成32年度))

<主な内容>

1. 木造住宅等需要拡大支援事業

2,070百万円

住宅分野等における地域材の需要拡大を図るため、工務店・製材業者・素材生産 業者等の連携による、地域材の活用に係る展示会等の開催、地域材を利用したモデ ル的な住宅・木材製品の設計・開発、地域材活用キャンペーンの実施、地域材を利 用した住宅等の優良事例集の取りまとめ等の取組を支援します。

また、付加価値の高い木材製品の輸出を拡大するため、**木製家具について海外市** 場調査、輸出向け製品の開発及び海外展示を支援します。

2. 新規木材需要創出事業

500百万円

木材の新規需要創出を図る観点から、スギ、ヒノキ等を原料としたセルロースナノファイバーの製造技術の実証、CLT等新たな木質部材・工法等の技術開発等を支援します。

補助率:定額 事業実施主体:民間団体等,

お問い合わせ先:

1の事業 林野庁木材利用課・木材産業課

(03 - 6744 - 2296)

2の事業 林野庁研究指導課・木材産業課・業務課

(03-6744-2311)

木材需要拡大緊急対策事業

- 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するため、木材需要の拡大が重要。
 - しかしながら、木材の最大の需要先である戸建て住宅着エの減少による木材需要の冷え込みが懸念される状況。

緊急対策

【2,070百万円】 木造住宅等需要拡大支援事業

関係者が連携して行う地域材利用拡大の取組への支援

パターンの作成、キャンペーンの実施、優良事例集の取りまとめ等の取組を支援 地域材の主な利用先である木造住宅を中心に地域材の利用拡大を図るため、 関係者が連携しつつ、展示施設の整備及び展示会の開催、モデル的な住宅設計



地域の木材利用拡大の核となる展示施設整備及び展示会等開催 地域材の利用拡大に向けた創意工夫あふれる取組

- 地域材を活用したモデル的な住宅設計パターンの作成
- 施主へのインセンティブ(柱の提供など)を伴うキャンペーンの実施 0000

泗

曹

優良事例集の取りまとめ



괚

木製家具の輸出促進のための海外市場の開拓

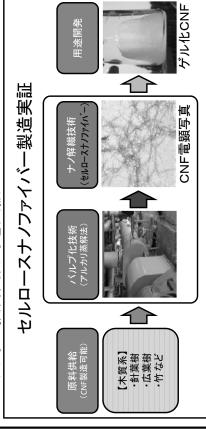
付加価値の高い木材製品の輸出を拡大するため、木製家具 こついて海外市場調査、輸出向け製品の開発及び海外展示を 大漲



[500百万円] 新規木材需要創出事業

新素材による需要フロンティア開拓の取組への支援

スギ、ヒノキ等を原料としたセルロースナノファイバー (CNF)の製造技術の実証やCLT等新たな木質部材・ 工法等の技術開発等を支援



·CLT等新たな木質部材・工法等の開発



非住宅の中大規模建築物等の木造化等



木材需要の拡大を通じた林業の成長産業化の実現

国立研究開発法人森林総合研究所研究·育種勘定運営費交付金【平成27年度概算決定額 9.350.881(9.535.454)千円】

- 事業のポイント ―

森林・林業に係る試験・研究や林木の優良な種苗の生産・配布等を行う ことにより、森林の多面的機能の発揮や、林業技術の向上を図ります。

(国立研究開発法人森林総合研究所の業務)

- ・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等を 実施します。
- ・林木の優良な種苗の生産及び配布等を実施します。

政策目標 -

- 〇森林及び林業に関する総合的な試験・研究及び林木育種事業を着実に 推進します。
- 〇国立研究開発法人森林総合研究所の中長期目標を達成します。

<内容>

農林水産大臣から示された「中長期目標」を達成するため、我が国の森林・林業の再生、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等森林・林業分野における行政課題に対応した試験・研究を実施します。

く交付率>

定額

<事業実施主体>

国立研究開発法人森林総合研究所

<事業実施期間>

平成27年度

[担当課:林野庁研究指導課]

国立研究開発法人森林総合研究所施設整備費補助金 (拡充)

【平成27年度概算決定額 197,340(80,748)千円】

– 事業のポイント ——

森林・林業に係る試験・研究や林木の優良な種苗の生産・配布等を行う のに必要な施設の改善等を行うことにより、これらの業務の円滑な実施を 図ります。

(国立研究開発法人森林総合研究所の業務)

- ・森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習等を 実施します。
- ・林木の優良な種苗の生産及び配布等を実施します。

政策目標

- 〇森林及び林業に関する総合的な試験・研究及び林木育種事業を着実に 推進します。
- ○国立研究開発法人森林総合研究所の中長期目標を達成します。

<内容>

本所排水配管漏洩検知装置設置、関西支所排水配管漏洩検知装置設置、本所研究本館空調設備改修を実施します。

<補助率>

定額

<事業実施主体>

国立研究開発法人森林総合研究所

<事業実施期間>

平成27年度

[担当課:林野庁研究指導課]

平成27年度 林野庁関係予算の概要

1. 総括表

平成27年1月

区 分	平成26年度 当初予算額	平成27年度 概算決定額	対前年度比
	百万円	百万円	9
公共事業費	191,267	191,830	100.3
一般公共事業費	181,293	181,856	100.3
治山事業費	61,570	61,570	100.0
森林整備事業費	119,723	120,286	100.5
災害復旧等事業費	9,974	9,974	100.0
非公共事業費	100,328	98,533	98.2
総計	291,595	290,363	99.6

(注)1 上記のほか、農山漁村地域整備交付金及び山村活性化支援交付金に、林野関係事業を 措置している。

- 2 復旧・復興対策は、下記2に整理。
- 3 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

2. 東日本大震災からの復旧・復興対策(東日本大震災復興特別会計計上)

区 分	平成26年度 当初予算額	平成27年度 概算決定額	対前年度比
	百万円	百万円	%
公共事業費	57,663	43,402	75.3
非公共事業費	10,723	6,874	64.1
合 計	68,386	50,276	73.5

平成27年度 森林整備事業予算概算決定の概要

平成27年1月林野庁整備課

(単位:百万円)

			年度			平成27年度		
		予	算			概算決定		14
	事 項	通常枠	通常枠+ 復興枠	通常枠	対前年度比	復興枠	通常枠+ 復興枠	対前年度出
		а	b	С	c/a	d	e=c+d	e/b
林整	整備事業(民有林)	54,072	57,095	54,569	100.9%	2,532	57,101	100.09
民	有林補助事業	29,202	31,804	29,699	101.7%	2,132	31,831	100.19
	森林整備事業調査等	80	80	80	100.0%	_	80	100.0%
	森林環境保全整備	28,377	30,974	28,461	100.3%	2,115	30,576	98.7%
	後進地域補助率差額	100	105	70	70.0%	17	87	82.9%
	美しい森林づくり基盤整備交付金	645	645	1,088	168.7%	-	1,088	168.7%
水	源林造成等	24,870	25,291	24,870	100.0%	400	25,270	99.9%
	水源林造成事業	24,870	25,291	24,870	100.0%	400	25,270	99.9%
害復	旧等	2,107	2,218	2,432	115.4%	72	2,504	112.9%

⁽注) 1 復興枠は、東日本大震災の被災地における復興対策に係る経費。 2 上記のほか、森林整備関係予算として農山漁村地域整備交付金(農村振興局計上)等がある

幹線林道事業移行円滑化対策交付金 (継続)

【平成27年度概算決定額 182,263 (182,509) 千円】

- 対策のポイント

平成19年度末に緑資源機構を廃止し、緑資源幹線林道事業も廃止したことに伴い、既設幹線林道に係る債権の確定と債務の償還等を円滑に進める必要があります。

- ・ 既設幹線林道の建設については緑資源機構が実施し、建設の事業費に係る借入金等については、機構が徴収(徴収制度:25年元利均等半年賦払)する道県の負担金、受益者の賦課金をもって償還してきたところです。
- ・ しかし、平成19年度末で機構を廃止し、緑資源幹線林道事業も廃止したことから、業務を承継した国立研究開発法人森林総合研究所において既設幹線林道に係る債権の確定と円滑な賦課金等の徴収、借入金等の償還を行うことが必要です。

- 政策目標 -

既設幹線林道の道県等への円滑な移管

<内容>

1. 賦課金等債権の確定及び徴収のための事務費

国立研究開発法人森林総合研究所における既設幹線林道に係る債権の確定と賦課金・負担金の徴収に係る事務費の措置

2. 徵収・償還等対策

- ① 賦課金の再調整に伴う還付利息相当額の補填
- ② 徴収・償還の制度差に起因する利差損相当額の補填

<交付率>

定額

く交付先>

国立研究開発法人森林総合研究所

<事業実施期間>

平成20年度~

「担当課:林野庁整備課]

放射性物質対処型森林·林業復興対策実証事業 (継続) 【平成27年度概算決定額(復旧·復興対策)2,777,578(3,536,130)千円】

- 事業のポイント -

森林整備を行う上で放射性物質への対処が必要な森林の調査、副産物の減容化や拡散防止対策、木質バイオマスの利用の推進、ほだ木等原木林の再生等の実証的な取組を実施します。

<背景/課題>

- ・放射性物質の影響がある被災地では、森林所有者の経営意欲の減退、被ばくへの不安 等から、**自主的・計画的な森林整備を期待することが極めて困難**となっています。
- ・放射性物質は、木材取引を低迷させ、林業・木材産業の安定的な経営に支障を来たすなど、**地域における所得の確保、雇用や生活の維持等に重大な影響**を及ぼしています。
- ・被災地における森林整備を円滑に進めるためには、通常の森林整備の手法に加えて、 林業者と住民の不安を取り除くための放射性物質への対処など特別な配慮が必要となっています。
- ・被災地域の復興を図る上できのこ原木の安定供給を図る観点から、放射性物質の影響を受けた原木林の早期の再生が必要です。

政策目標

森林・林業の再生を通じた被災地復興を推進

<内容>

1. 実証に係る事前調査等

実証地を選定するための汚染状況重点調査地域等の森林の放射線量等の概況調査、 作業計画の検討を行うための**実証対象森林の調査、森林所有者への説明・同意取り** 付け等を実施します。

2. 伐採に伴い発生する副産物の減容化等放射性物質への対処方策の実証 円滑な森林整備を促進するため、伐採に伴い発生する樹木の枝葉等の破砕・梱包 ・運搬・保管、放射性物質の拡散抑制のための木柵の設置等、地域において放射性 物質への対処に必要な取組を実証的に実施します。

3. 副産物等の利用の円滑化のための実証

既存及び新設木質バイオマス関連施設の利用にあたって、放射性物質への影響に 対処するための施設等を整備や新技術の導入等により、実証的な取組を実施します。

4. ほだ木等原木林再生のための実証

放射性物質の影響を受けている**ほだ木等の原木林の再生に向けた実証的な取組を** 実施します。

<補助率等>

1、2、3、4 定額、10/10 2 請負

<事業実施主体>

- 1 県、市町村等
- 2 県、市町村、(独)森林総合研究所、国等
- 3 都県、市町村、民間団体
- 4 都県、市町村、民間団体等

〈事業実施期間〉

平成25年度~29年度(5年間)

[担当課:林野庁研究指導課、整備課、業務課、木材利用課]

平成27年4月 研究職員募集のお知らせ

独立行政法人森林総合研究所では、下記のとおり研究職員の募集を行います。

今回の採用予定数、応募条件、選考方法等は下記のとおりです。

なお、森林総合研究所では男女共同参画を推進しています。女性研究者の積極的な応募 をお待ちしています。

記

- 1 採用予定数 17名
- 2 採用予定の試験研究機関名、配属研究領域等、待遇、任期、研究課題、研究業務内容、 応募条件

別表「研究職員公募一覧」のとおり

- 3 応募条件
 - (1) 博士の学位を有する者又は取得予定者(採用予定日までに学位取得可能な者)
 - (2) 試験研究職員として特別な知識、能力又は技術を有する者 別表「研究職員公募一覧」の研究内容のとおり
- 4 採用試験の欠格事項

次の各号のいずれかに該当する者は、採用試験を受けることができません。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職又はこれに相当する処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 四 日本の国籍を有しない者のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 採用後に従事することとなる職務を遂行するために必要な在留資格(出入 国管理及び難民認定法第2条の2の規定による在留資格をいう。)を有しな い者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者でない者(採用後に従事することとなる職務を遂行するために必要な在留資格を有する者を除く。)
- 5 提出書類
 - (1) 履歴書(当所が指定する様式「独立行政法人森林総合研究所研究職員採用試験用 履歴書」)
 - 注1) メールアドレスがあれば必ず記載してください。また、顔写真は必ず添付してください。
 - 2)森林総合研究所では次世代育成支援を推進しています。育児又は介護による研究中断期間のある方は、性別にかかわらず履歴書にご記入ください。
 - 3) 旧姓を使用している方は、氏名欄に明記して下さい。戸籍上の姓(旧姓)名
 - (2) 学位授与証明書、修了見込証明書又は学位証の写し(A4版にコピー)
 - (3)研究業績目録(森林総合研究所HPに掲載の書式又はこれに準拠して、主たる研究業績の背景、方法、成果及び評価の解説を付記すること) 森林総合研究所採用情報HPアドレス:

http://www.ffpri.affrc.go.jp/saiyou/index.html

- (4) 主要論文3報のコピー各1部(A4版で提出願います。両面可)
- (5) 研究を行うに当たっての抱負 (A4版1枚程度) 1部
- (6) 応募者についての意見を求め得る方2名の氏名、所属と連絡先電話番号
- 6 応募書類の提出先

対筒に朱書きで「研究職員採用応募書類在中」と「応募 No.」(研究職員公募一覧を参照)を必ず明記のうえ、下記まで送付のこと。なお、提出された書類は返送致しませんのでご了承ください。

<送付先> 〒305-8687 茨城県つくば市松の里1 独立行政法人 森林総合研究所 総務部 総務課 人事係 7 応募締切

平成27年2月12日(木) (17時必着・締切日厳守)

- 8 選考採用試験
 - (1) 書類審査 平成27年2月下旬
 - (2) 面接試験 平成27年3月6日(金)(都合により変更する場合があります。)
- 9 採用時期

平成27年4月1日(水)

10 給与

独立行政法人森林総合研究所職員給与規程に基づき支給します。 (上記のほか支給要件を満たす場合、扶養、地域、住居、通勤、期末・勤勉手当等あり)

- 11 その他
 - ・年金・健康保険については共済組合制度加入
 - ・選考に際して発生する旅費・宿泊費等は、応募者の自己負担とする。
 - ・応募書類は返却しない。なお、記載されている個人情報については、本採用事案 以外使用しない。
- 12 問い合わせ先
 - 〒 305-8687 茨城県つくば市松の里1

独立行政法人森林総合研究所 総務部総務課

海老原 (課長補佐)・高橋 (人事係長)

Tel: 029-829-8155 又は 029-829-8156

E-Mail: jinji@ffpri.affrc.go.jp

研究職員公募一覧表(平成27年4月)

試験研究機関名 配属研究領域 待遇 任期 研究課題名 研究職員 研究職員 独立行政法人森 は物生態研究領域等 林総合研究所職 同総与規程に基づ 定年60歳 裁・育林技術の開発 き決定		人るぞ行	研究内容 人工林の伐採・再造林の低コスト化に関す る課題推進のために、コンテナ苗の革新と それを活用した植栽及び育林技術の研究を 行う。	応募条件 ①採用時に博士の学位を有する者 ②全国規模の転勤が可能な者 の成長や更新に関する知識と、樹木 力と実績を有する者 ④動務地:本所(つくば市)
研究職員 独立行政法人森 林総合研究所 員給与規程に基づ き決定 会決定	代後再造林における初 の低コスト化のための 合モデルの開発	期値 保生 路実る開生開	皆伐後に植栽された苗木の定着・成長を確実なものとするために生物間相互作用に係する学際的な知見に基づく植生競合モデルを開発し、植栽初期において苗と競合する植芸をモニストで適切に制御・管理する技術を開発する。	①採用時に博士の学位を有する者 ②全国規模の転勤が可能な者 ③生物間相互作用に係る植物生態学、 植物遺伝学、気候学、地形学、古生物 学等の最新の知見・手法を学際的に取 リ入れた手法による植生研究の実績が あり、それを基軸に植生競合モデルを 開発し、植栽初期における植生を低コ ストに制御・管理する技術の開発等に 取り組める者 ④勤務地:本所(つくば市)
研究職員 独立行政法人森 独立行政法人森 任期の定めなし: 運動機構の解明と被害軽減技 員給与規程に基づ 定年60歳 奇の開発 き決定	端気象で頻発する土型 動機構の解明と被害 の開発		降雨現象の極端化による土砂災害の増加に対して強靭な国土造りが必要とされており、山地災害のリスク評価と軽減に関する課態推進のため、土石流の運動機構と到達範囲を予測するための技術を開発する。	 ①採用時に博士の学位を有する者 ②全国規模の転勤が可能な者 ③土石流の発生機構の解明または粒 ₹ 状体シミュレーションに関する研究実績を有する者 ④勤務地:本所(つくば市)
研究職員 独立行政法人森 に乗りをは、 異常気象により頻発する大規 にはの研究所 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	常気象により頻発する 林野火災の発生・拡 ズムの解明と防止技		地球温暖化による異常気象等が原因で、今に後世界的規模で増大すると考えられる大規 様本林火災を防止するため、林野火災の発 生・拡大メカニズムおよび火災が森林に及 ぼす影響を解明し、災害を防止する技術を 開発する。	①採用時に博士の学位を有する者また は修士の学位を有する者においてはテニュア型任期付きとして採用 ②全国規模の転勤が可能な者 ③森林学、気象学、生態学に関する基礎的知識を持ち、国内外の林野火災に関する研究表
研究職員 独立行政法人森 独立行政法人森 (任期の定めなし: 雪災害の発生メカニズム解明 員給与規程に基づ 定年60歳 と災害軽減技術の開発 き決定	i端気象現象に起因す 災害の発生メカニズ/ 災害軽減技術の開発		地球温暖化により多発すると考えられる暖地における森林の雪氷災害を防止するため、極端な降積雪の発生予測とそれにより、起こりうる現象のメカニズムの解明と、災害を軽減する技術を開発する。	①採用時に博士の学位を有する者 ②全国規模の転勤が可能な者 ③森林学、気象学、雪氷学に関する基 礎的知識を持ち、森林に関する物理現 象の野外測定・解析技術を持つ者。コ ンピュータープログラミングの技術を持 ち、森林の防災機能に関する研究意欲 を有する者。 (4)勤務地:本所(つくば市)および十日 町試験地(十日町市)

応募条件	①採用時に博士の学位を有する者 ②全国規模の転勤が可能な者 3分来種の駆除等に研究実績を有する者。様々な外来種問題に意欲を持って取り組める者。 (4)勤務地:つくば市	①採用時に博士の学位を有する者 ②全国規模の転勤が可能な者 ③樹木の地域環境適応遺伝子の解析 技術、集団遺伝学的手法を用いた系統 地理学の先端的な研究実績を有する 者 ④勤務地:本所(つくば市)	①採用時に博士の学位を有する者 ②全国規模の転勤が可能な者 ③セルロースおよびそのナノファイバー 「に関する広範な知識を有し、化学反応 実験や成分分析の十分な経験がある 者 ④勤務地:本所(つくば市)	①採用時に博士の学位を有する者また は修士の学位を有する者においてはテ ニュア型任期付きとして採用 ②全国規模の転勤が可能な者 ③機械設計技術、工学の研究実績を 有する者 ④勤務地:本所(つくば市)	①採用時に博士の学位を有する者 ②全国規模の転勤が可能な者 ③木材保存に関する広範な知識を有 し、シロアリの生理・生態に関する広範 な知識と実験技術を有する者。 ④勤務地:本所(つくば市)	 ①採用時に博士の学位を有する者 ②全国規模の転勤が可能な者 ③エネルギーエ学に関する知識を有するとともに、燃料の燃焼特性やシステム設計に関する技術を有する者 ④勤務地:本所(つくば市)
研究内容	島嶼をはじめ各地で問題となる外来種管理に関する課題推進のため、様々な外来種の生態系影響の軽減・排除技術、及びその効果のモニタリング技術を開発する。	地球温暖化に対する革新的な適応策として の遺伝的適応研究が必要とされており、樹 木や森林の適応遺伝子に関する課題推進 のため、地域環境適応メカニズムを解明し、 応用につなげていく。	国産材の新規需要獲得のために、木質セルロースナノファイバーの表面修飾と複合化による環境調和性新規ナノ複合材料の開発を行う。	他産業で活用されているロボットやハイブリッド技術を林業機械に応用し、森林作業の機械化・ロボット化に関する課題推進のため、新たな走行機構や作業機械の設計・技術開発を行う。	ネオニコチノイドによる生態系撹乱が懸念されている。ネオニコチノイドはシロアリ防除に (1) も用いられているため、防除の際にシロアリ (2) 以外の昆虫にも作用し影響を及ぼすおそれ (3) がある。そこでシロアリの生理・生態に係る しがある。そこでシロアリの生理・生態に係る し新たな知見を活用しシロアリのみをピンポイ な新たな知見を活用しシロアリのみをピンポイ なう・・で予防・駆除できる技術の開発をおこな (4)	木質バイオマスのエネルギー利用を推進することが必要であり、特に熱エネルギーの有効利用に関する課題推進のため、木質燃料の燃焼機構及び木質エネルギーの熱利用システムに関する技術を開発する。
研究課題名	外来哺乳類被害から森林生 態系を保全する技術開発 1	地球温暖化に伴う樹木の遺伝 的適応の解明と活用技術の開 3発	次世代の革新的セルロース実	ロボット等の先端技術を活用 した林業機械の設計・開発に 関する研究	シロアリの生理・生態に係る新たな知見を活用した革新的シ ロアリ防除技術の開発	バイオマスのローカル利用を 可能とする木質バイオマスの 熱エネルギー利用技術の開発
任期	任期の定めなし: 定年60歳	任期の定めなし: 定年60歳	任期の定めなし: 定年60歳	任期の定めなし: 定年60歳 但し、 テニュア型任期付 の場合は3年	任期の定めなし: 定年60歳	任期の定めなし: 定年60歳
待遇	研究職員 独立行政法人森 林総合研究所職 員給与規程に基づ き決定	研究職員 独立行政法人森 林総合研究所職 員給与規程に基づ き決定	研究職員 独立行政法人森 林総合研究所職 員給与規程に基づ き決定	研究職員 独立行政法人森 林総合研究所職 員給与規程に基づ き決定	研究職員 独立行政法人森 林総合研究所職 員給与規程に基づ き決定	研究職員 独立行政法人森 林総合研究所職 員給与規程に基づ き決定
配属研究領域	野生動物研究領域等	森林遺伝研究領域等	バイオマス化学研究領域等	林業工学研究領域等	木材改質研究領域等	加工技術研究領域等
試験研究機関名	森林総合研究所	森林総合研究所	森林総合研究所	森林総合研究所	森林総合研究所	森林総合研究所
心 奏No	9	7	∞	6	10	11

応募条件	(1)採用時に博士の学位を有する者 (2)全国規模の転勤が可能な者 5要と (3)森林環境の人への医学的測定・評 3進機 価技術の研究実績を有する者 (4)勤務地:本所(つくば市)	のた①採用時に博士の学位を有する者とされとされ②全国規模の転勤が可能な者段題准③木材需給関係の分析、マーケティンアティン グシステムに関する研究実績を有する者		業を ①採用時に博士の学位を有する者要とさ ②全国規模の転勤が可能な者性化 ③地域資源の統合的活用による山村の統合 活性化に関する研究実績を有する者の統合 といい (国対を) (高知市)	①採用時に博士の学位を有する者 ②全国規模の転勤が可能な者 2全国規模の転勤が可能な者 ご全国規模の転割が可能な者 ごつい 研究の実績を有し、林木育種における 着花・開花制御に関する研究に意欲の ある者 (4)勤務地:林木育種センター(日立市)	①採用時に博士の学位を有する者また は修士の学位を有する者においてはテニュア型任期付きとして採用 (術を ②全国規模の転勤が可能な者 え技術 ③分子生物学、植物形質転換の研究 育種 実績を有する者 (4)樹木の育種に関する研究に意欲の ある者 ⑤勤務地:森林バイオ研究センター(日
研究内容	森林環境において、人々が日常のストレスを癒したり、健康な心身を得ることが必要とされており、森林が持つ人への健康増進機能を解明するための研究を行う。	木材自給率向上と林業の成長産業化のためには、国内外での需要拡大が必要とされており、木材自給率向上等に資する課題推進のため、輸出も含めた木材のマーケティングシステムを開発する。	ニホンジカを有効利用しつつ被害軽減を行 うための個体群管理技術と林産資源化技術 を開発する。	経済的評価に依拠した、1次~3次産業を統合した山村活性化方策の提示が必要とされており、6次産業化等による山村活性化に関する課題推進のため、地域資源の統合的活用手法を開発する。	林木育種の高速化に必要な、革新的な着花の制御技術を、重要な育種対象樹種について開発する。	バイオテクノロジーの育種への利用技術を 高度化するため、従来の遺伝子組換え技術 を発展させたゲノム編集などの新しい育種 技術を樹木において開発する。
研究課題名	森林の持つ人への健康増進機能の解明	多様な需要に対応した木材 マーケティングシステムの開 発	ニホンジカの資源利用を活性 化する総合的アプローチ	地域資源の統合的活用による山村活性化手法の提示	交雑育種の高速化に必要な革新的な交配技術の開発	樹木の遺伝子組換え技術の 高度化に関する研究
任期	任期の定めなし: 定年60歳	任期の定めなし: 定年60歳	任期の定めなし: 定年60歳	任期の定めなし: 定年60歳	任期の定めなし: 定年60歳	任期の定めなし: 定年60歳 但し、 テニュア型任期付 の場合は3年
待遇	研究職員 独立行政法人森 林総合研究所職 員給与規程に基づ き決定	研究職員 独立行政法人森 林総合研究所職 員給与規程に基づ き決定	研究職員 独立行政法人森 林総合研究所職 員給与規程に基づ き決定	研究職員 独立行政法人森 林総合研究所職 員給与規程に基づ き決定	研究職員 独立行政法人森 林総合研究所職 員給与規程に基づ き決定	研究職員 独立行政法人森 林総合研究所職 員給与規程に基づき決定
配属研究領域	森林管理研究領域等	林業経営·政策研究領域等	北海道支所	四国支所	林木育種センター	森林バイオ研究センター
試験研究機関名	森林総合研究所	森林総合研究所	森林総合研究所	森林総合研究所	森林総合研究所	森林総合研究所
心暴No	12	13	14	15	16	17

監事監查指針

平成 26 年 12 月 19 日 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会

前文

「監事監査に関する参考指針」(以下「参考指針」という。)は、「独立行政法人、特殊法人等監事連絡会」(以下「監事連絡会」という。)が特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づく特殊法人等の事務・事業の見直しに伴う独立行政法人への移行など、特殊法人等の運営を取り巻く新しい動きの中で、より一層効果的な監事監査が要請され、監査を通じた法人の業務運営の適正化、効率化の推進を図るために平成16年3月に取りまとめたものである。

参考指針が策定されてから、10年以上が経過し、この間、独立行政法人は国の政策を実現するための実施機関として、これまで各方面で一定の成果をあげている一方で、官製談合事件などの様々な問題点が指摘されたことから、第1次安倍内閣において、全ての独立行政法人を対象とした制度・組織全般にわたる改革に着手し、それ以降、様々な議論・検討が行われた。このような、独立行政法人制度改革の議論の中で、常に取り上げられてきた重要課題の一つに監事機能の強化がある。

今般、政府において、平成 25 年 12 月に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(以下「基本的な方針」という。)が閣議決定され、その中で、「監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化」として、監事の調査権限を明確化するとともに、役員の不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成の義務付けや、監事監査の指針の見直しなどが盛り込まれた。このような監事機能の強化は、独立行政法人制度において、独任制の法人の長を牽制し、法人がミッションを遵守しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を行うためには、監事の果たす役割が非常に重要であるとの考えによるものである。

基本的な方針に基づく、制度全般に係る独立行政法人通則法改正法が第 186 回通常国会において成立し、平成 27 年 4 月から新制度が施行されることとなった。

上記の独立行政法人改革の動きの中において、改革の動きに適時適切に対応するため、平成24年3月開催の第31回総会において、監事連絡会の下部組織である部会連絡協議会の意見(①監事機能の強化、②参考指針の改訂、③今後の監事連絡会の在り方の3つの課題に対処する体制が必要)が報告された。

同報告を踏まえた今後の対応について、平成24年8月及び平成25年2月の部会連絡協議会において検討した結果、平成25年3月開催の第32回総会において、こうした課題等に対応するためのワーキンググループを設置し、同ワーキンググループにおいて平成25年7月から参考指針の改訂をはじめとする監事機能の強化等についての検討を進め、参考指針の改訂案を取りまとめ「監事監査指針」として部会連絡協議会に報告し、今般の臨時総会において了承したところである。

独立行政法人の監事は、平成27年4月から開始する新制度に対応した監事監査規程等の改訂や、監査の実施に当たり、法人の性格、業務内容等に応じ、監事監査指針を活用するものとする。なお、特殊法人等のうち特殊会社の監査役監査については、会社法等及び監査役監査基準などの準拠すべき規範があることから、監事監査指針の対象は、主として特殊会社を除く法人の監事監査となる。

監事監査指針の内容は、関係法令や閣議決定に基づく監事機能が、各法人での実務において的確に発揮できるよう基本的、かつ、具体的な考え方やその方法等を盛り込んでいる。特に、独立行政法人改革において、監事機能の強化等による法人の内部ガバナンスの強化が大きな柱の一つとなっていることから、この趣旨に十分留意し、新制度に対応した適切な監査を行っていく必要があると同時に、国民に対して、監査の社会的妥当性についても説明責任を果たしていくことが重要である。

今回の改訂は、平成27年4月からの新制度施行を受けて、取り急ぎ実施したものであり、監事連絡会としては、引き続き、監事機能の強化についての情報共有等を図り、状況に応じてその内容を監事監査指針等に反映し、更に充実させるなど、必要な改訂を行っていくことが必要であると考える。

目次

Ι	. 監	事監査指針の目的	1
I	. 監	事の職責等	1
	1.	監事の職責	1
	2.	監事の基本的心得	2
Ш	. 監	事監査の環境整備	3
	1.	監事間の情報の共有	3
	2.	監査費用	3
	3.	法人の長との定期的会合	3
	4.	監事監査の実効性を確保するための体制	3
IV	. 業	務監査	5
	1.	業務監査の内容	5
	2.	中期目標等及び中期計画等に基づき実施される業務の監査	5
	3.	法人の長の意思決定の監査	6
	4.	内部統制システムに係る監査	7
V	. 会	計監査	8
	1.	会計監査の内容	8
	2.	会計監査人設置法人における会計監査	8
	3.	会計監査の実効性を確保するための体制の確認	8
	4.	会計監査人非設置法人における会計監査機能の強化	8
VI	. 監	査の方法	9
	1.	監査の種類	9
	2.	監査計画	9
	3.	会議等への出席・意見陳述	9
	4.	文書の閲覧	9
	5.	役職員に対する調査等	10
	6.	子法人に対する調査等	10
	7.	他の監査機関等との連携	10
	8.	会計監査人との連携	11
	9	独立行政法人評価制度委員会等との連携	11

俎. 監	査の報告	13
1.	監査調書の作成	13
2.	監査報告の作成・提出	13
3.	監査報告の公表及び周知	13
4.	意見の提出及びその後の確認	13
娅 . そ	その他	14

I. 監事監査指針の目的

- (1) 監事監査指針(以下「本指針」という。)は、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成26年法律第66号)による改正後の「独立行政法人通則法」(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的な方針」という。)を踏まえ、監事の職責とそれを果たす上での心構えを明らかにし、併せて、その職務を遂行するための監査体制の在り方と、監査に当たっての基準及び行動の指針を定めるものである。
- (2) 監事は、独立行政法人、特殊法人等(以下「法人」という。)の規模、分類、業務運営上のリスクその他法人固有の監査環境にも配慮して本指針に則して行動するものとし、監査の実効性の確保に努めるものとする。

Ⅱ. 監事の職責等

1. 監事の職責

- (1) 監事は、通則法第 20 条第 2 項に基づき、法人の長と同様、主務大臣から任命された独立の機関として、法人の業務を監査(注)することにより、法人の健全な業務運営を確保し、社会的信頼に応える良質な法人の統治体制の確立に資する責務を負うものである。
 - (注) 「法人の業務を監査する」について
 - 通則法第19条第4項において、「監事は、独立行政法人の業務を監査する。」 とあるが、当該業務は、通則法第38条第2項で規定する会計に係る事項も包含 している。本指針においては、本来同一の「法人の業務の監査」を便宜上、「業 務監査」と「会計監査」に分けて章立てし、それぞれに特有の項目を列挙する 方式を採用している。
- (2) 前項の責務を全うするため、監事は、法令等(注)に基づき、役員(監事を除く。)及び職員(以下「役職員」という。)に対して事務及び事業の報告を求めたり、法人の業務及び財産状況の調査、法人が主務大臣に提出しようとする書類の調査、重要な会議への出席、役職員及び会計監査人から受領した報告内容の検討、役職員に対する助言等を行う。また、監査の結果に基づき、必要と認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出するなど、適切な措置を講じるとともに、役員(監事を除く。)に法令違反等の事実があると認めるときは、遅滞なく、法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告するものとする。

(注) 通則法、主務省令、閣議決定、各法人が定める監事監査規程など

2. 監事の基本的心得

- (1) 監事は、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとする。
- (2) 監事は、監査の品質の向上を図るため、監事向けの研修へ参加する等、常に自己研鑽に努めるものとする。
- (3) 監事は、適正な監査視点の形成のため、業務運営全般の見地から運営上の課題についての認識を深め、業務運営状況の推移と法人を巡る環境の変化を把握するよう努めるものする。
- (4) 監事は、平素より法人及び子法人の役職員等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるものとする。
- (5) 監事は、監査機関たる地位にあるものとしての正当な注意をもって、監 査を行うものとする。
- (6) 監事は、監査意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、必要がある と認めたときは、弁護士等外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行う ものとする。
- (7) 監事は、職務上知り得た秘密の保持に十分に注意するとともに、正当な 理由なく他に漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様と する。
- (8) 監事は、退任する際は、監査業務の継続性を図るため、担当した業務に関する情報を書面又は適宜の方法により、後任の監事に引継を行うものとする。

Ⅲ. 監事監査の環境整備

1. 監事間の情報の共有

監事は、職務遂行上知り得た重要な情報を他の監事と共有するよう努めるものとする。

2. 監査費用

- (1) 監事は、あらかじめ法人の長に申し出て、監事の職務遂行に必要な費用 の確保を求めるものとする。
- (2) 監事は、費用の支出に当たって、その効率性及び適正性に留意するものとする。

3. 法人の長との定期的会合

監事は、法人の長と定期的に会合をもち、法人の長の業務運営方針を確かめるとともに、法人が対処すべき課題、法人を取り巻くリスク、監事の職務を補助すべき職員(以下「補助職員」という。)の確保、監事への報告体制その他の監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、法人の長との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。

4. 監事監査の実効性を確保するための体制 (注 1)

監事は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、 監事監査の実効性を確保するための体制(注 2)を整備するよう法人の長に 対して求めるものとする。

- (注 1) 監事監査の実効性を確保するための体制は、業務方法書における内部統制システム(通則法第 28 条第 2 項に定める役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制をいう。)の整備事項の一つとされている。業務方法書において法人の内部統制システム全体を整備する責任は法人の長に帰属するが、監事として、当該体制整備を法人の長に求めることを通じて監事監査の実効性をより高めることが期待される。
- (注2) 具体的には以下の体制をいう。
 - a. 役職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
 - b. 補助職員に関する事項

- c. 補助職員の役員(監事を除く。)からの独立性に関する事項 (補助職員の権限、補助職員の属する組織、補助職員に対する監事の指揮命 令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与権)
- d. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

Ⅳ. 業務監査

1. 業務監査の内容

- (1) 監事は、以下の手続を実施することにより、法人の業務を監査するものとする。
 - a. 中期目標等及び中期計画等に基づき実施される業務の監査
 - (注) 法人は、主務大臣が指示した目標を達成するために業務を行っており、監事の業務監査には、中期目標等の達成状況の検討はもとより、中期計画等の内容が中期目標等の達成に資するものであるかどうかの検討も含まれる。なお、専門分野外に関する事項については、専門家の活用等による業務の評価を実施する仕組みの導入が必要である。
 - b. 法人の長の意思決定の状況の監査
 - c. 法人の長による内部統制システムの構築・運用状況の監査
- (2) 監事は、通則法第 19 条の 2 に基づき、役員(監事を除く。)が不正の 行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は通則 法、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実を 認めるときは、遅滞なく、その旨を法人の長に報告するとともに、主務大 臣に報告するものとする。
 - (注) 「不正の行為」とは、法人の利益を害する行為をいい、「著しく不当な」 とは、明白に違法とは必ずしもいえないが、社会通念上、著しく不当と認め られれば足りるものと解される。
- (3) 監事は、役職員から、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとの報告を受けたとき、又は通則法、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けたときで、必要と認める場合は、法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告するものとする。
 - (注) 通則法附帯決議一①の趣旨に鑑み規定。

2. 中期目標等及び中期計画等に基づき実施される業務の監査

監事は、法人が中期目標等及び中期計画等に基づき実施する業務全般について、以下の観点から監査するものとする。

- a. 中期目標等及び中期計画等の達成状況
- b. 業務運営の適正かつ効率的な実施
- c. 財務内容の改善状況
- d. 上記が未達成等の場合における原因の究明状況

3. 法人の長の意思決定の監査

- (1) 監事は、法人の長の意思決定の状況を監査する際、忠実義務等の履行状況について、以下の点に留意するものとする。
 - a. 意思決定の内容が法令等に違反していないこと
 - b. 意思決定の内容が法人の長として明らかに不合理ではないこと
 - (注) 法人の長は、通則法第21条の4により、「その業務について、法令、法令に基づいてする主務大臣の処分及び当該独立行政法人が定める業務方法書その他の規則を遵守し、当該独立行政法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。」とされている。
- (2) 監事は、法人の長の意思決定に関与する役員会その他重要な会議へ出席することや、法人が次に掲げる書類を主務大臣に提出しようとするときに、当該書類を調査すること等により、法人の長の意思決定の過程を監視し検証するものとする。なお、会議への出席や書類の調査を実施した場合は、適宜の方法により証跡を残すものとする。
 - a. 通則法第19条第6項で定める書類
 - b. その他法人の規程等で定める書類
 - (注) 通則法第19条第6項の監事による主務大臣への提出書類の調査は、監事機能の強化の一環として、会社法第384条及び一般社団・一般財団法第102条を参考に、法人が主務大臣に提出する書類について監事に調査義務を課すものと解される。これにより、法人が主務大臣に書類を提出する場合には、事前に監事の調査を経ることが必要となり、例えば内規で設ける役員会に監事を同席させ情報を共有するなど、法人は監事の調査を受けることを前提に意思決定過程において計画的に監事に情報提供することが求められる。

調査の結果、訂正や検討を要する事項がある場合には、まずは通則法第19条第9項に基づき法人の長に意見を提出することにより是正を求め(法令違反行為等の事実が認められる場合は通則法第19条の2に基づき監事は法人の長及び主務大臣へ報告する義務が生じる)、仮にそれが是正されない場合には、主務大臣に意見を提出することが考えられる。なお、監事の調査を経て主務大臣に書類を提出した後に、監事が再度調査するなどして問題点等を発見した場合には、書類の提出後であっても、書類提出前と同様に意見や報告を行うことが必要となる。

4. 内部統制システムに係る監査

- (1) 監事は、通則法第 28 条第 2 項に基づき、法人が業務方法書に記載した 内部統制システムの構築・運用の状況について、「独立行政法人における 内部統制と評価について」(平成 22 年 3 月 独立行政法人における内部統 制と評価に関する研究会)を参考に、次の観点から監査するものとする。
 - a. 法人の長がリーダーシップを発揮できる体制
 - b. リスクマネジメント体制
 - c. 法人の業務が、役職員によって法令等に適合した上で、効果的かつ効率的に行われることを確保するための体制
 - d. 内部統制システムが有効に機能するよう組織構成員に適切な情報 が伝わる体制、役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関 する体制
 - e. 法人全体におけるモニタリング体制
 - f. ICT への対応
- (2) 監事は、内部統制システムの構築・運用の状況についての報告を法人の長に対し定期的に求めるほか、内部監査部門等との連携及び会計監査人からの報告等を通じて、内部統制システムの状況を監査するものとする。
- (3) 監事は、内部統制システムに関する監査の結果について、随時法人の長に報告するとともに、必要があると認めたときは、内部統制システムの改善を助言するものとする。
- (4) 監事は、内部統制システムの内容が相当でないと認めたとき、及び内部 統制システムの構築・運用の状況において役員(監事を除く。)の忠実義 務に違反する重大な事実があると認めたときには、その旨を監査報告に記載するものとする。

V. 会計監査

1. 会計監査の内容

監事は、事業年度を通じて法人の業務を監査することにより、主務大臣に提出する財務諸表が、法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているかどうかについて検証するものとする。

2. 会計監査人設置法人における会計監査

- (1) 監事は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検討するものとする。
- (2) 監事は、会計監査人から会計監査報告及び会計監査に関する書類を受領し、会計監査上の重要事項について会計監査人に説明を求めることができるものとする。
- (3) 監事は、会計監査人の監査方法及びその結果の相当性に関する判断に基づいて、監査意見を形成し、その結果を監査報告に記載するものとする。

3. 会計監査の実効性を確保するための体制の確認

会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するため、監事は、 次に掲げる事項について会計監査人から通知を受け、会計監査人が会計監 査を適正に行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会 計監査人に対して適宜説明を求め、確認を行うものとする。

- a. 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- b. 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及 び継続の方針に関する事項
- c. 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための 体制に関するその他の事項

4. 会計監査人非設置法人における会計監査機能の強化

会計監査人を設置していない法人の監事は、会計監査に係る監事の責任 を履行できる体制を整備するよう法人の長に求めるものとする。

(注) 監査法人等に任意監査を委嘱すること、会計アドバイザー契約を締結することが考えられる。

VI. 監査の方法

1. 監査の種類

- (1) 監査は監査計画に基づき年間を通じて実施するとともに、必要と認める場合に随時又は臨時に実施するものとする。
- (2) 監査は、書面による方法及び実地による方法により行うものとする。
 - (注) 書面による方法とは、監査対象部門から提出された書類を通じて監査手続を 実施することをいう。また、実地による方法とは、監事や補助職員が、監査対 象部門の所在地へ往査し監査手続を実施することをいう。

2. 監査計画

- (1) 監事は、監査方針、監査項目、監査方法、監査実施時期等について、年間の監査計画を作成するものとする。
- (2) 監事は、監査計画の作成に際し、以下の点に留意するものとする。
 - a. 業務運営に関する内部統制システムの構築及び運用の状況
 - b. 法人が置かれた環境
 - c. 会計監査人及び内部監査部門等の監査計画との調整
 - d. 監査業務の分担
 - (注) 監査業務の分担については、各監事の専門能力、兼職の状況、勤務形 態等を考慮する必要がある。
 - e. 中長期的な視点が必要となる事項の状況
 - (注) 監査対象箇所のローテーションの状況等
- (3) 監事は、監査計画を法人の長に通知するものとする。
- (4) 監査計画は、必要に応じ適宜修正するものとする。

3. 会議等への出席・意見陳述

監事は、業務運営状況を把握するため、役員会その他重要な会議に出席 し、必要に応じ意見を述べることができるものとする。

4. 文書の閲覧

- (1) 監事は、業務運営に関する全ての文書を閲覧できるものとする。また、 監事は必要があると認めたときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べ ることができるものとする。
- (2) 監事は、所定の文書・規程類、重要な記録その他の重要な情報が適切に整備され、かつ、保存及び管理されているかを調査し、必要があると認め

たときは、役職員に説明を求め、又は意見を述べることができるものとする。

5. 役職員に対する調査等

- (1) 監事は、通則法第19条第5項に基づき、いつでも、役職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。
- (2) 監事は、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施し、十分に事実を確かめ、監査意見を形成する上での合理的根拠を求めるものとする。

6. 子法人に対する調査等

- (1) 監事は、通則法第19条第7項に基づき、その職務を行うため必要があるときは、子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができるものとする。
 - (注) 職務を行うため必要があるときとは、以下の場合を指すと考えられる。 子法人が委託契約上の履行義務を負う場合や、子法人への出資・補助が行われている場合など、法人と子法人が一体となって業務運営を実施しているため、 監査において子法人の実際の契約の履行状況や財産状況を確認することにより、 法人の業務執行や財務状況をより正確に把握できる場合
- (2) 監事は、その職務を行うため必要があるときは、子法人の監事、内部監査部門等及び会計監査人等と積極的に意思疎通及び情報の交換を行うものとする。

7. 他の監査機関等との連携

- (1) 監事は、内部監査部門及び業績評価部門と緊密な連携を保ち、組織的かつ効率的な監査を実施するよう努めるものとする。
- (2) 監事は、内部監査部門からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めることができるものとする。また、監事は、内部監査部門の監査結果を内部統制システムに係る監事監査に実効的に活用するものとする。
- (3) 監事は、法人の役員(監事を除く。)のほか、内部統制機能を所管する 部署から内部統制システムの構築・運用の状況について定期的かつ随時に 報告を受け、必要に応じて説明を求めることができるものとする。

(注) 内部統制機能を所管する部署は、コンプライアンス所管部門、リスク管理所 管部門、経理部門、財務部門等が考えられる。

8. 会計監査人との連携

- (1) 監事は、会計監査人から役員(監事を除く。)の職務の執行に関して不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があることを発見した旨の報告を受け、必要と認める場合は、法人の長に報告するとともに、主務大臣に報告するものとする。
 - (注) 通則法第39条の2第1項の趣旨に鑑み規定。
- (2) 監事は、その職務を行うため必要があると認めるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることに加えて、積極的な情報交換を行うこと等により、会計監査人と緊密な連携を保つことに努めるものとする。
 - (注) 通則法第39条の2第2項の趣旨に鑑み規定。
- (3) 監事は、会計監査人から提出された会計監査報告の参考資料に記載された内容について会計監査人に質問するなど、会計監査人からもたらされた情報を自らの監査業務に活用するものとする。
 - (注) 会計監査人は、監査の内容等を分かりやすい形で適切に情報開示するため、 ①監査責任者又は関与社員以外の監査従事者の資格及び氏名、②監査責任者、 監査法人又は関与社員の異動状況、③監査の実施状況(事業場等別、資格等区 分別監査時間数)、④監査報酬、⑤専門家又は他の会計監査人の業務の利用に 関する事項等の事項を、監査報告書の参考資料として提出しなければならない。 (「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(平成24年3月26 日改訂))

9. 独立行政法人評価制度委員会等との連携

- (1) 監事は、独立行政法人評価制度委員会の意見等が業務運営に適切に反映されていることを確認することや主務大臣に提出した監査報告を同委員会に送付すること等により、同委員会との連携の強化に努めるものとする。
- (2) 監事は、会計検査院、総務省行政評価局、財務省等の第三者機関が実施した調査等の情報を収集し、監査業務への活用に努めるとともに、これらの機関等が実施する監事や補助職員等を対象とする研修への積極的な参加を通じて、職務遂行能力の向上に努めるものとする。
 - (注) 基本的な方針において、「監事と第三者機関等との連携強化など監事の機能

の実効性を向上させるための運用面での取組についても充実させることにより、 監査の質の向上を図る。」とある。

Ⅷ. 監査の報告

1. 監査調書の作成

監事は、実施した監査方法及び監査結果、並びにその監査意見の形成に 至った過程及び理由等を監査調書として記録し、一定期間保存するものと する。

2. 監査報告の作成・提出

- (1) 監事は、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告を作成し、法人の長及び主務大臣に提出するとともに、その内容について説明を行うものとする。
 - (注) 基本的な方針において「主務大臣と監事との定期的な意見交換の実施」とある。
- (2) 監査報告には、主務省令において記載しなければならないとされた事項のほか、別途監事が報告の必要性を認めた事項がある場合にはその具体的な内容を記載するものとする。

3. 監査報告の公表及び周知

監査報告は、原則としてこれを公表するものとする。公表は、事務所に備えて一般の閲覧に供する方法及びインターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

4. 意見の提出及びその後の確認

監事は、監査の結果に基づき、是正又は改善が必要であると判断したときは、法人の長又は主務大臣に対してその旨の意見を提出するとともに、 是正又は改善の状況について必要な確認を行うものとする。

(注) 通則法第19条第9項の趣旨に鑑み規定。

垭. その他

上記のほか、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)及び「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において監事がチェックを行うこととされた事項について適切に対応するものとする。

(注) 既往の閣議決定において監事がチェックを行うこととされた主な事項は、以下のと おりである。

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、法人の長の報酬水準の妥当性、保有資産の見直し

以上

主要行事(平成26年年12月5日~平成27年1月14日)

月日	行 事 内 容	出 席 者
12月5日(金)	理事会(第8回)	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、森林農地整備センター所長、業務承継円滑化・適正 化担当理事、両監事
11日(木)	育種運営会議(第4回)	理事長、企画·総務担当理事
12日(金)	林野庁との意見交換会	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、森林農地整備センター所長、業務承継円滑化・適正 化担当理事
	平成25年度決算検査報告説明会	企画·総務担当理事、滑志田監 事
15日(月)	筑協ランチミーティング(第6回)	研究担当理事
16日(火)	会計監査人トーマツとの理事者ディスカッション	理事長、企画·総務担当理事
	林業復活・地域創生を推進する国民会議(第2回)	研究担当理事
	会計監査人トーマツとの監事ディスカッション	両監事
17日(水)	エンカレッジ推進セミナー(第17回)	理事長、企画・総務担当理事
	茨城県·筑波地区農林水産研究機関等意見交換会	企画・総務担当理事
18日(木)	平成26年度契約監視委員会	企画·総務担当理事、滑志田監 事
19日(金)	平成26年度独立行政法人、特殊法人等監事連絡会臨時総会	滑志田監事
1月5日(月)	(一社)日本林業協会新年賀詞交換会	理事長、企画・総務担当理事、研究担当理事、森林農地整備センター所長、業務承継円滑化・適正 化担当理事、両監事
6日(火)	庁議	理事長
7日(水)	(一社)日本プロジェクト産業協議会賀詞交換会	理事長
	花粉問題対策事業者協議会月例会(第6回) 	理事長
9日(金)	筑協10周年記念新春講演会	理事長、研究担当理事
	つくば市新春賀詞交歓会	理事長
13日(火)	森林管理局長等会議	理事長